



食品法に基づく表示管理と普及する「衛生野菜」認証

中川 一郎

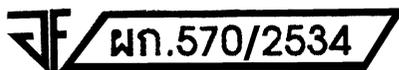
市場からモダンマーケットへシフト

タイでは、地域や世帯間での所得格差が大きく、「平均的消費者像」をとらえることは難しいといわれる。月収が1万バーツ（1バーツ＝約3円）以下の世帯が全体の約6割（国家統計局1999年）を占める一方で、バンコクでは富裕層も存在し、層によって消費活動は異なる。しかし、食品の購入先は、都市を中心に、伝統的市場からモダンマーケットに移りつつあり、スーパーマーケット、コンビニエンスストアは庶民にとって身近なものになっている。食品の種類も増えており、品ぞろえも日本と比べて遜色（そんしょく）ない。このような中、消費者は食品表示にどの程度関心を持っているのだろうか。

消費者保護活動を展開する消費者財団の代表者にインタビューしたところ、「データはないが、政府のキャンペーンなどにより消費者の食品表示への関心は高まっている」、また「当財団が行った調査では、回答者の約8割が遺伝子組み換え（GM）表示を必要と感じている」とし、GM表示、製造日と賞味期限の併記、栄養素や有機表示に問題意識を持っている。

食品法に基づく表示管理

タイにおける食品表示は、主に「食品法」



食品に添付される食品医薬品局による登録番号

（79年制定）で規定されている。食品の製造、輸入は基本的に認可制となっており、製品ごとに登録番号を取得する必要がある。法では、食品を四つの区分に分け、段階的に管理するシステムとなっており、その中で

「特定管理食品」に区分される食品の管理が最も厳しい。基本的な食品には決められた事項のタイ語表示が義務付けられており、さらに、特定管理食品の表示は事前に食品医薬品局の審査を受けるシステムとなっている。なお、広告で食品の品質、効果、摂取法などを宣伝する際も許可や監視の対象となる。

食品の表示項目は、登録番号のほかは日本の表示事項と共通点が多い。特徴的なのは、原材料名の構成割合の記述である。例えば、ミートソース缶詰の原材料表記では「タマネギ22%、濃縮トマトペースト13%、牛肉10%（以下省略）」などとなる。また、指定された食品（飲料を含む）では、「子供および乳児は摂取すべきではない」「運動により汗をかいた人に限る」などの医薬品的な注意書きが義務付けられる。

EU、日本など各国がGM食品に関する表示を導入する中で、タイ国内でも義務化に向けた消費者団体などの動きが活発化し、

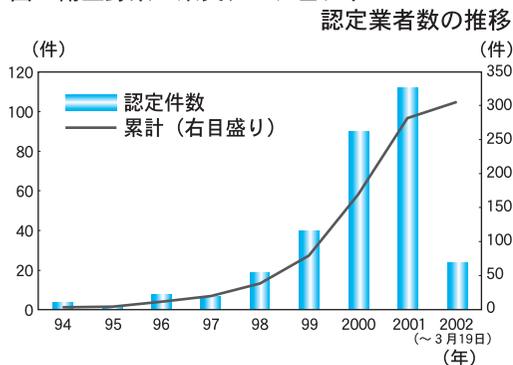


「衛生野菜・果実」
（農業・協同組合省農業局）



กรมวิทยาศาสตร์การแพทย์
กระทรวงสาธารณสุข
ใบอนุญาตเลขที่ 3007/44
「残留農薬検査・品質保証」
（保健省医科学局）

図 衛生野菜・果実プロジェクト



出所：農業・協同組合省農業局

2002年5月に表示に関する告示が発せられた。

バンコクで普及する「衛生野菜」

首都バンコクの中高所得者層を中心に、食品に対する安全志向が高まっている。その動きの一つが、公的機関の認証マークを付した野菜の普及である。中でも、農業・協同組合省のパイロットプロジェクトによる「衛生野菜・果実」の認証品をスーパーマーケットでよく見かけるようになった。

このプロジェクトは、安全な野菜・果実生産の指導・支援を目的に8年前からスタートした。認定業者の累計は2002年3月時点で305件となっており、2001年だけで100件以上増えた。衛生野菜・果実とは「無農薬または残留農薬量が国際基準（国連食糧農業機関〈FAO〉/世界保健機関〈WHO〉合同食品規格委員会が定めたコーデックス規格）にのっとった最大残留許容量以内で、収穫、運搬、保管、包装および販売が衛生的に行われた野菜・果実」と定められている。

食品の安全性への消費者の関心が高まる中、大型スーパーマーケットなどが積極的に認証を付した野菜を扱うようになっていく。生産者からは、「取引先が認証マークの付いた商品の販売を促進する方針を打ち出した」「従来は自社ブランドだけで安全性を

アピールしていたが、公的な認証マークへの消費者の関心が高まっている」などの声が聞かれる。他方で、消費者財団からは、「完全な無農薬栽培と混同しやすい」「認定後の再検査やモニタリングが不十分」と厳しいコメントもあり、課題を残している。

輸出では各国の基準・制度に対応

タイは「世界の台所」を目指しており、2000年の食品の輸出額は約4,000億バーツに達している。輸出先は、日本、米国がそれぞれ全体の2割強、EU（上位6カ国）が1割強となっているほか、東南アジア、中国、中近東、アフリカなどにもわたっている（2000年、国立食品研究所）。

タイ政府は、輸出用の農産物・食品について、輸出先国の要求に応じて、輸出入管理法に基づいた衛生証明書や病虫害検査証明書等を添付するよう義務付けている場合がある（例えばEU向けのエビ、植物のランなど）。また、義務ではないものの、米国向けツナ缶詰にはイルカ混獲防止措置の証明書を添付し、中近東向け植物油原料にはGM作物不使用の証明書を添付している。輸出企業のほとんどは、食品加工の各段階で衛生・品質管理を行うHACCP方式あるいは国際標準化機構（ISO）の品質管理規格を導入している。このように、食品輸出大国タイの強さの一つは、顧客である輸出先国の基準や制度に的確に対応していることである。

タイ政府内では食品の規格管理を専門に所管する組織の設立案も浮上しており、今後、輸出促進に向けて食品管理制度を一層充実させていくものとみられる。

（なかがわ いちろう／バンコク・センター）